

7 会議の概要

議長 (会長)	<p>定刻になりましたので、11月16日に告示になりました、第422回上山市農業委員会総会を開会します。</p> <p>出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の会議はお手元に配付しております議事日程により進めます。</p>
議長	<p>日程1、諸般の報告であります。係長より報告いたします。係長。</p>
係長	<p>諸般の報告を申し上げます。第1、招集告示について、令和5年11月16日、上山市農業委員会告示第12号により、令和5年11月24日、第422回上山市農業委員会総会を招集する旨告示されました。</p> <p>第2、出席告知について、令和5年11月17日付け農委第277号をもって、第422回上山市農業委員会総会に出席されるよう告知いたしました。</p> <p>第3、総会資料の配付について、第422回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配付しております。</p> <p>第4、総会出欠委員数について、委員定数15人、現在出席委員14人となっております。なお、11番、長沼健司委員から欠席する旨の連絡がきております。以上で報告終わります。</p>
議長	<p>日程2、議事録署名委員の指名であります。上山市農業委員会総会会議規則第29条の規定により、議長において、7番、黒田浩次委員、13番、鈴木萬四郎委員を指名いたします。</p>
議長	<p>日程3、議第1号、農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。はじめに所有権の移転について、係長より提案理由の説明をいたします。係長。</p>
係長	<p>議第1号、農地法第3条の規定による許可申請の所有権の移転について説明いたしますので、議案書の1ページをお開きください。1件の申請がございました。</p> <p>整理番号1について説明いたします。譲渡人は皆沢在住の〇〇氏、農業、譲受人は皆沢在住の〇〇氏、公務員であります。皆沢地内の畑2筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地の全部効率活用の可否、農業常時従事の可否、地域との調和の可否はいずれも可であることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たす</p>

と考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連しての現地調査の結果ですが、地区担当委員である長沼健司委員が欠席のため、事務局が事前に結果の報告を受けております。代理で報告をお願いします、事務局。

事務局 整理番号1について、現地調査の結果を代理で報告します。11月22日、譲受人である〇〇氏と現地の確認を行いました。こちらの土地は、〇〇氏の父の代に〇〇氏と交換をしたものになります。申請地の周りは〇〇氏の所有地であり、現在野菜を作っております。申請地自体は現在竹が生えておりますが、少しずつ野菜畑を拡大し、〇〇氏が退職したのちに使えるよう整備するとのことでありました。許可要件を満たすと考えておりますが、なおご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

富田委員 事由のところ自作地の相互交換と書いてあるが、片方しか書いていないと私は理解しているが、どことどこを交換したのか。

事務局 現在ご指摘頂きました、〇〇氏から〇〇氏へ交換する土地につきましては、既に平成28年当時に農業委員会の許可を得て所有権登記の手続きまで済んでいることを確認しております。今回の〇〇氏が譲り受ける土地のみ手続きが遅れており、今回議案に上がっているという経過になっております。

富田委員 時期が違うから片方しか書いてないのか。

事務局 そうです。

議長 そのほか質疑ございますか。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち所有権の移転の整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、使用貸借権の設定について係長より提案理由の説明をいたします。係長。

係長 使用貸借権の設定について説明いたしますので、議案書の2ページをお開きください。2件の申請がございました。

整理番号1について説明いたします。貸し人は藤吾在住の〇〇氏、無職、借り人は河崎二丁目在住の〇〇氏、会社員兼農業で、両者は親子であります。川口、赤坂及び藤吾地内の田畑21筆について使用貸借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。14番、後藤敏秀委員。

後藤委員 整理番号1について、現地調査の結果を報告します。11月19日、〇〇氏の自宅で〇〇氏と面談して話を聞いてきました。水田の一部が今回市の産業団地にかかっていることと経営移譲年金の受給の関係で〇〇氏に使用貸借権を結ぶものになります。許可要件を満たすと思われるので許可相当と思われます。なおご審議よろしくお願い致します。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち、使用貸借権の設定の整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

次に、整理番号2について係長より説明をいたします。係長。

係長 整理番号2について説明いたします。貸し人は川口在住の〇〇氏、農業、借り人は山形市在住の〇〇氏、会社役員兼農業で、両者は親子であります。川口、赤坂及び石曾根地内の田畑21筆について使用貸借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。14番、後藤敏秀委員。

後藤委員 整理番号2について、現地調査の結果を報告します。〇〇氏と11月19日に面談をしてきました。経営移譲年金受給のためと、一部が市の産業団地にかかっていることから親子で使用貸借権を結ぶことになりました。許可要件を満たすと考えますので、なおご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち、使用貸借権の設定の整理番号2については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程4、議第2号、第487回農用地利用集積計画の利用権設定について議題といたします。内容については係長より説明いたします。係長。

係長 議第2号、第487回農用地利用集積計画の利用権設定について説明いたしますので、議案書の4ページをお開きください。1件の申請がござい

ました。

整理番号1について説明いたします。借り人は東町在住の〇〇氏、認定新規就農者、貸し人は宮脇在住の〇〇氏であります。関根地内の畑1筆について、賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号1については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程5、報告第1号、農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたします。内容については係長より報告いたします。係長。

係長 報告第1号、農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたしますので、議案書の5ページをお開きください。1件の届出がございました。

整理番号1について説明いたします。譲渡人は、長清水二丁目在住の〇〇氏、無職、譲受人は鶴脛町一丁目在住の〇〇氏及び〇〇氏で、いずれも自営業です。鶴脛町一丁目地内の畑1筆について住宅敷地とするため転用するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程6、報告第2号、農地法第18条の規定による通知書の受理について報告いたします。内容については係長より報告いたします。係長。

係長 報告第2号、農地法第18条の規定による通知書の受理について報告いたしますので、議案書の6ページをお開きください。2件の届出がございました。

整理番号1について説明いたします。貸し人は藤吾在住の〇〇氏、借り人は藤吾在住の〇〇氏であります。藤吾地内の田2筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号2について係長より説明をいたします。係長。

係長 整理番号2について説明いたします。貸し人は小穴在住の〇〇氏、借り人は藤吾在住の〇〇氏であります。藤吾地内の田4筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程7、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたします。内容については係長より報告いたします。係長。

係長 報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたしますので、議案書の7ページをお開きください。8件の届出がございました。

いずれも相続により所有権を取得したものです。なお、整理番号1及び6については農業委員会によるあっせん等の希望有となっております。以

上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程 8、報告第 4 号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたします。内容については係長より報告いたします。係長。

係長 報告第 4 号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたしますので、議案書の 8 ページをお開きください。1 件の届出がございました。

整理番号 1 について説明いたします。貸し人は宮脇在住の〇〇氏、借り人は宮脇在住の〇〇氏で、両者は親子であります。先ほど議決いただきました第 4 8 7 回農用地利用集積計画の利用権設定に伴い、関根地内の畑 1 筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程 9、報告第 5 号、非農地証明書の交付について報告いたします。内容については係長より報告いたします。係長。

係長 報告第 5 号、非農地証明書の交付について報告いたしますので、議案書の 9 ページをお開きください。9 件の申請がございました。

整理番号 1 について説明いたします。申請人は阿弥陀地在住の〇〇氏であります。阿弥陀地地内の畑 1 筆について申請があったものです。平成 12 年 7 月 17 日付けで転用許可を得た後、居宅を建築し宅地として利用していましたが、地目変更を怠っていたため、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号2について係長より報告いたします。係長。

係長 整理番号2について説明いたします。申請人は三本松在住の〇〇氏であります。三本松地内の畑1筆について申請があったものです。昭和41年9月10日付けで転用許可を得た後、居宅を建築し宅地として利用していましたが、地目変更を怠っていたため、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号3について係長より報告いたします。係長。

係長 整理番号3について説明いたします。申請人は金谷在住の〇〇氏であります。金谷地内の田1筆について申請があったものです。平成9年に駐車場として造成後、現在まで使用してきたもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地性を失って20年以上経過していることから、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号4について係長より報告いたします。係長。

係長 整理番号4について説明いたします。申請人は菖蒲在住の〇〇氏であります。菖蒲地内の田畑3筆について申請があったものです。昭和55年及び昭和59年から砕石業者のストックヤード及び水路の一部として使用してきたもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地性を失って20年以上経過していることから、非農地証明

書を発行したものです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号5について係長より報告いたします。係長。

係長 整理番号5について説明いたします。申請人は仙石在住の〇〇氏であります。菖蒲地内の田1筆について申請があったものです。申請地は水路の法面に位置し、耕作が困難なため昭和55年から原野化したもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地性を失って20年以上経過していることから、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号6について係長より報告いたします。係長。

係長 整理番号6について説明いたします。申請人は菖蒲在住の〇〇氏であります。菖蒲地内の田1筆について申請があったものです。申請地は傾斜が急な土地のため耕作が難しく、昭和59年から原野化したもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地性を失って20年以上経過していることから、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号7について係長より報告いたします。係長。

係長 整理番号7について説明いたします。申請人は仙台市太白区在住の〇〇

氏であります。蔵王地内の畑1筆について申請があったものです。申請人は平成4年に申請地を相続しましたがすでに市外に居住しており管理ができず、平成5年から原野化したもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地性を失って20年以上経過していることから、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。

議長 　　ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 　　発言なしと認めます。次に、整理番号8について係長より報告いたします。係長。

係長 　　整理番号8について説明いたします。申請人は上生居在住の〇〇氏であります。上生居地内の畑1筆について申請があったものです。昭和43年に作業小屋を建築後、現在まで使用してきたもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地性を失って20年以上経過していることから、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。

議長 　　ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 　　発言なしと認めます。次に、整理番号9について係長より報告いたします。係長。

係長 　　整理番号9について説明いたします。申請人は三本松在住の〇〇氏であります。三本松地内の畑2筆について申請があったものです。昭和48年に車庫を建築後、雑種地または宅地として使用してきたもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地性を失って20年以上経過していることから、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。

議長 　　ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長	<p>発言なしと認めます。</p> <p>最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の中で、字句、数字等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものについては、議長に委任することに決しました。</p> <p>以上をもって、本日の総会の日程は全部終了いたしました。</p>

(終了時刻 午後 1 時 5 7 分)

議事録署名委員

議事録署名委員